

野根川漁業協同組合 内共第 501 号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和 5 年 9 月 1 日 認可

令和 6 年 12 月 11 日 認可

(目的)

第 1 条 この規則は、野根川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第501号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。第 5 条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第 2 条 この漁場の区域内において、友釣り、徒手採捕、ぎじ釣り、えさ釣り、ひご釣り、さお漁、はえ縄、もじ又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの期間において区域を指定して遊漁期間を延長することができるものとし、指定した区域及び延長した遊漁期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の押野橋までの区域	5 月 15 日から 10月15日まで
	徒手採捕 ぎじ釣り	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の区域	
	えさ釣り	野根川水系の大斗橋から下流の区域	
		野根川水系の徳島県と高知県との県境か	9 月 1 日から

		ら下流の大斗橋までの区域	10月15日まで
うなぎ	ひご釣り さお漁 はえ縄 もじ	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の区域	4月1日から 9月30日まで
あまご	ぎじ釣り えさ釣り		3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かに籠		8月1日から 11月30日まで

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第6条 第2条に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する遊漁券販売所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	友釣り 徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	3,000円	8,000円
うなぎ	ひご釣り さお漁 はえ縄 もじ		
あまご	ぎじ釣り		

	えさ釣り		
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

魚種 遊漁者	1年遊漁料	
	あゆ、うなぎ及びあまご	もくずがに
一般肢体不自由者（障害者手帳による確認ができる者に限る。）	3,000円	6,000円
特に肢体の不自由な者（障害者手帳による確認ができる者に限る。） 中学生以下の者	無料	

3 前2項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

4 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。